

令和6年第9回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和6年8月28日（水）		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和6年8月28日（水）午前9時30分	
	閉 会	令和6年8月28日（水）午前10時10分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	大野正人・池野博文・小田純子・清胤祐子	
	欠席委員	河本千絵	
職務により会議に出席した者	教育次長	園田哲也	
	課長	瀬川善博	
	主幹	清水裕之	
	主幹	亀岡圭太	
	主幹	佐々木裕美	
会議に付した事件及び採決結果	議案第17号	著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書採択について	原案可決
	議案第18号	安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について	
	議案第19号	安芸太田町教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定について	
	議案第20号	安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱について	
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 戦没者追悼平和祈念式典における町内学校の参加状況について 2 令和6年安芸太田町議会第5回定例会に提案する議案に対する意見の聴取について 3 教育委員園・所・学校訪問について 		

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

皆さま、おはようございます。第9回の安芸太田町教育委員会議を行います。本日は河本委員が欠席でございます。本日の会議議題はお手元のとおりでございます。議案・報告協議のうち公開になじまないものがあれば、最後にまわして審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

清胤委員)

議案第17号著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択については、教科書採択は採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正で行う必要があります。開かれた採択を求められています。円滑な採択を進めていくためには静謐な採択環境が必要でありますので、審議は非公開が適当でないかと思えます。また、議案第20号安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱については、人事に関する案件ですので、したがって、審議は非公開が適当でないかと思えます。報告協議2令和6年安芸太田町議会第5回定例会に提案する議案に対する意見の聴取については成案となる前の内部検討についての報告を受けるものでありますので、これもしたがって、審議は非公開が適当でないかと思えます。

教育長)

他にご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは、ただいまの清胤委員の発議について採決をいたします。
議案第17号著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について、議案第20号安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱について及び報告協議2令和6年安芸太田町議会第5回定例会に提案する議案に対する意見の聴取についての3件は公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、本日の議題は議案第17号、議案第20号、報告協議2の3件を公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 8月の学校園所、教育長の状況

- ① 令和6年度第2回山県教科用図書採択地区協議会（1日）
- ② 議会 全員協議会（2日）
- ③ 令和6年度山県郡へき地教育連盟全員研修会（2日）
- ④ ふれあい戸河内まつり（3日）
- ⑤ 子ども会連合会漁村交流会（4日）
- ⑥ 全国高校総合体育大会登山大会閉会式（6日）
- ⑦ 山県郡小学校長会（7日）
- ⑧ 教育委員会会議（8日）
- ⑨ 戦没者追悼・平和祈念式典（15日）
- ⑩ 令和7年度インターハイ広島県実行委員会総会（19日）
- ⑪ 町校長研修会（20日）
- ⑫ 令和6年度山県郡地区公立学校校長会総会（21日）
- ⑬ 令和6年度中国五県町村教育長研究大会 岡山大会（22～23日）
- ⑭ 児童クラブ プログラミング体験会（23日）
- ⑮ 2学期始業式（26日）
- ⑯ 管内教育長会議 つつがライフル射撃場他（27日）
- ⑰ 教育委員会会議（28日）

以下予定

- ⑱ 図書館会議（30日）
- ⑲ 登山中国大会県予選（9月13日～15日）

2 小・中学生の夏休みの生活について

- プール開放、放課後児童クラブ、放課後子ども教室
- その他

3 安芸太田町教育振興基本計画の策定について

4 その他

- 学校・園・所支援ボランティア（地域学校協働活動）について
- こどもの遊び場（教育大綱「遊びは学び」）について

教育長）

私からは以上でございます。何かご質問ございませんでしょうか。

（意見なし）

日程第3 議事

教育長）

議案第18号安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田次長）

（安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について説明）

教育長)

何かご質問はございませんでしょうか。

池野委員)

期間の方ですが、当該調査審議が終了するまでとなっていますが、どの位の審議期間を想定されていますか。

園田次長)

基本的には年度内に完了して、例えばこの計画を学校等に周知を図る必要がありますので、年明けには最終の会議を開いて決定をしたいと思います。遅くても2月の教育委員会会議にこの計画は諮れるようにという形で考えています。

小田委員)

回数的には、どれくらい開くように想定されていますか。

園田次長)

基本2回程度、最大でも3回を想定しています。それまでもいろんな聞き取りというのは随時やっていくことを考えています。

教育長)

来年度からの計画となりますので、もう少し早い時期に始めなければならなかったのですが、教育大綱が出来るのが少し予定より遅れ、時期がずれ込んでしまっていますので、短時間での審議となりますけれども、こちらの方から諮問委員会を行いまして討議をしていただき、答申をいただくという形になるかと思っておりますので、公平性が担保された振興計画が出来たらなと考えております。

教育長)

他にご質問はございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは、議案第18号安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第18号安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

続いて、議案第19号安芸太田町教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田次長)

(安芸太田町教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定について説明)

教育長)

何かご質問はございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは、議案第 19 号安芸太田町教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 19 号安芸太田町教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 4 報告・協議

教育長)

報告・協議 1 戦没者追悼平和祈念式典における町内学校の参加状況についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(戦没者追悼平和祈念式典における町内学校の参加状況について説明)

教育長)

何かご質問はございませんでしょうか。

清胤委員)

来年は、戦後 80 年。原爆が落ちて 80 年という年で、祈念の節目の年だと思うのですが、これが、戦前とか戦中にならないように、義務教育はきちんと行っていく必要があるのではないかという思いで、今年改めて思ったのですが、来年のご予定はどのようなのでしょうか。

清水主幹)

各学校と連携は進めていくのですが、来年に限らず毎年年間を通じて各学校においては学習指導要領に基づいて平和教育を行っておりますので、継続して実施していくことになっております。

教育長)

私もこの祈念式典に参加させていただいて、先程の安芸太田中学校のビデオの上映があり、その中で平和に関する歌を歌ったということもあつたのですけれども、終わりに生徒一人ひとりが平和に対するメッセージが示されました。それを見られた参加者の方が非常に感動を覚えておられたというか、子ども達がしっかり考えているねと、お褒めの言葉を頂戴いたしました。合わせてご披露いたしたいと思います。来年 80 年という事で、これを風化さ

せることなく学校教育、学校現場では平和学習を進めていますので、今後とも継続して進めていければと考えております。

教育長)

続いて、報告・協議 3 教育委員園・所・学校訪問についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(教育委員園・所・学校訪問について説明)

教育長)

何かご質問はございませんでしょうか。

(意見なし)

日程第 3 議事 (非公開により審議)

教育長)

議案第 17 号著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

亀岡主幹)

(著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択について説明)

清胤委員)

大きな字で空白の多い教科書なのでほっとします。この選定は、現場の先生がちゃんと児童生徒を知っていて、この子にはこれっていうのを選んでくださるという事で、それが一番かと思います。

教育長)

各教科の教科書採択もさることながら、一人ひとりに応じた教科書の採択になってきておりますので、なかなか世の中に周知されてない部分があります。しっかりとこの機会に見ていただけたらと思いますし、何かの機会にお話もいろんところで出来たらと思っています。担任が生徒の普段の様子を見ていて、それに合わせて選んでいます。一般の図書もありますし、絵本なんかも教科書として使っていくというのもありますので、非常によく考えられた選定となっておりますので、改めて話していけたらと思っています。

教育長)

それでは、議案第 17 号著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 17 号著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書採択については原案のとおり可決されました。

議案第 20 号安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱について

報告・協議 2 令和 6 年安芸太田町議会第 5 回定例会に提案する議案に対する意見の聴取について

教育長)

本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。
次回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

9 月の会議は、事務局において調整させていただきたいと思います。
以上で令和 6 年第 9 回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午前 10 時 10 分 閉会)